

『学習の自由』と社会教育」第10回研究会のご案内

1. 第10回研究会のねらい

・九条俳句訴訟さいたま地裁判決文の現場での捉え方や社会教育職員の置かれている状況を把握する

2. 日時

2月6日(火)18時00分～21時00分

3. 会場

武蔵浦和コミュニティセンター 8階 第3集会室

※立地および交通アクセスについては、下記案内を参照下さい。

<http://musashiurawa-sp.info/question/#gmap>

武蔵野線武蔵浦和駅西口下車徒歩2分、電話048-844-7215

4. 報告題目

・九条俳句訴訟さいたま地裁判決文を受けて、社会教育職員からの問題提起(調整中)

5. 出欠ご連絡のお願い

準備の都合上、2月2日(金)までに、下記安藤までお伝え下さい。

【問い合わせ先】

安藤聡彦(埼玉大学)

vyg01436*nifty.com (*を@に置き換える)